

田園環境都市おやまビジョン策定業務委託仕様書

1. 件名

田園環境都市おやまビジョン策定業務委託(以下「業務」という。)

2. 業務の目的

市制100周年を迎える30年後の2054年の小山市のあるべき姿を描き、市民・行政・企業等、本市に関わる全ての人々が共有していく市長期ビジョンである「田園環境都市おやまビジョン」を策定する。

(※令和4年度から策定中、令和6年度は最終年度)

3. 業務期間

契約締結日から令和7(2025)年3月31日まで

4. 資格要件

次の各号に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- ① 令和5(2023)・6(2024)年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に、営業種目が「行政政策コンサルティング」及び登録地区が「市内」又は「県内」として登録するための申請を完了している者
- ② 本業務は 3 ヶ年にわたる事業の一環であり、前年度実績と同等またはそれ以上の業務の質の水準が求められる。このため、同種または類似の、地域ビジョン・まちづくり構想に関して、自然・社会・人文科学の見地からの総合的な地域調査及びとりまとめ業務における、当事業の前年度実績と同等以上の質を有した実績があることを必要とする。なお、当事業の前年度実績においては、風土性の調査と考究に関する(公社)日本地理学会認定専門地域調査士の作業が有効であったことを鑑み、本業務においても同資格を有する者が各地区の風土性調査を行うことが望ましい。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 24 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5. 業務内容

(1) 田園環境都市おやまビジョンの策定

策定にあたっては R4 年度(2022 年)、R5 年度(2023 年)の委託成果及びプロセスから、市民との対話・協働を基本に、地域住民と継続して良好なコミュニケーションを図りながら、ワークショップ、グループインタビュー、アンケートなど複合的手法で行うことが望ましい。加えて令和 5 年度に作成する骨子案をもとに、市民アンケートや関連イベント、市民フォーラム、各種懇話会等にて積み重ねた市民の意見も最大限考慮し、おやま市民ビジョン会議(外部委員 22 名)において検討を重ねること。また、その他計画の策定にあたっては、以下の内容を踏まえること。

ア. SDGsの考え方を基本とし、小山市の各種計画の内容を踏まえること

本計画は、SDGsの考え方を基本としており、これまでの市総合計画と一線を画す長期ビジョンであり、「すべての市民のウェルビーイング」の達成を目指すものである。したがって、計画策定の際にはSDGsや生態系サービスの考え方を基本とした上で策定を行うこと。また、2050年を展望するゼロカーボンシティ/ネイチャーポジティブ宣言をはじめ、PLANOYAMA やその他関連する計画の内容を十分に踏まえた上で策定を行うこと。

イ. 地域の特色を踏まえた未来ビジョンの作成

小山市は、地区ごとに固有の歴史や文化を大切にきた独自のまちづくりが進められ、多様な個性が共存をしていることから、本計画においても市を11の地区(生井、豊田、小山、大谷北・中部、大谷南部、桑、絹、中、穂積、寒川、間々田)に分け、各地区の特色を反映した未来ビジョンを描くこと。

ウ. 分野ごとの未来ビジョンの作成

保健福祉や子育て教育・都市整備など、分野ごとに市民のニーズを調査するため実施する市民アンケートの結果や市民フォーラム等によって集められた市民の意見を踏まえながら、今後の行政計画等の大きな指針となるよう、本計画の中に反映すること。

(2) 各地区の風土を調査(風土性調査)

業務実施にあたっての作業計画、工程計画を作成するとともに、調査対象地区の地理的な特徴や市民向け調査等の中から、多様な視点を持って地域の「大切なもの」を見つけ出し、整理したうえで、「田園環境都市おやまビジョン」策定に向けての基礎資料を作成する。

ア. 対象地区

小山市を11地区に区分したうちの4地区(中、穂積、寒川、間々田)

(参考:これまでの経過)

2021年度風土性調査(生井地区)

2022年度風土性調査(豊田、小山、大谷北・中部の3地区)

2023年度風土性調査(大谷南部、桑、絹の3地区)

※調査所要期間 小山地区約5ヵ月、その他地区約3ヵ月

イ. 調査内容

以下の調査を行うこと。

①現地調査

調査地区の自然地理、動植物の生態、歴史、民俗、信仰、生活文化、生業・産業などに関する情報を収集する。その上で、地理・生態的条件が、土地利用、都市環境・田園環境それぞれの市街地・集落の構成、これらをかたちづくる建築物や土木構造物の機能・形態等といった物理的環境形成にどのように影響してきたか調べることを軸として、自然と人間の関係史の把握とこれに基づく地域の風土の基本的な成り立ちの検討、仮説提示を行うこと。

②文献調査

各調査に必要な情報収集のため、当該地区に関連する各種文献に関する調査を行うこと。

③住民向け調査

住民の意識や住民が持つ地域の情報を収集するための調査を行うこと。

・アンケート調査:地域住民対象、紙及びWEB

・住民への聞き取り調査:グループインタビュー(地域活動の担い手、子育て世代など複数のグループにて実施)

※2023年度までの調査地区の調査項目を踏まえた上で行うこと。

ウ. 調査報告書の作成及び報告会の実施

調査報告書:イ①~③の調査結果を基礎資料として冊子を作成

報告会:調査完了後、各対象地区の住民向けに調査結果の報告会を実施

(R5年度実績:各地区1回、地区合同ワークショップ1回)

(3)おやま市民ビジョン会議の運営

田園環境都市おやまビジョンに、幅広く市民や市内企業等の意見を聴き反映させるための会議(令和5年度発足、市民委員22名で構成)の運営を行うこと。

ア. おやま市民ビジョン会議委員会の開催(R5年11月現在4回/毎月1回程度)
おやま市民ビジョン会議委員会において、田園環境都市おやまビジョンの策定に必要な取り組みの企画説明等を行う。また、後述のイ・ウで収集された市民からの意見を共有し、ビジョン策定に向けた話し合い、ワークショップなどを行う。

イ. 市民の意見を集める機会の創出

(R5年11月現在ワークショップ1回、セミナー3回/今後WSを2回実施予定)
幅広く市民の意見を集めるために、各地区の風土性調査結果からワークショップやセミナー(勉強会)などを企画し、運営する。実施の際には全国的に活躍している、または幅広い知見を持つ適切な講師の招聘をすること。

ウ. 市民・企業等を対象に報告会の実施

(R5年度実績:2回/初年度成果報告会・連携協定企業意見交換会)
田園環境都市おやまビジョン策定へ向けた取り組みの成果報告を市民の方に向け行うため、報告会を開催する。

(4)田園環境都市おやまビジョンのデザイン・製本

田園環境都市おやまビジョンの完成デザイン及び製本を行うこと。

(5)ウェブサイトの作成及び運営

「田園環境都市おやま」のまちづくりに向けての取り組みを広く市民に周知するために開設中の「おやまアサッテ広場」について、以下のコンテンツを更新し、継続して運営する。

ア. 市民コラム

様々な職業・年代で活躍している小山市にゆかりのある方に、市民の目線から見た小山市の魅力を紹介してもらう。3ヶ月を1クールとし、1クールにつき3名程度の執筆者を選定や寄稿に関する打ち合わせ、執筆者1名につき3回程度記事の公開を行うこと。また、適宜田園環境都市おやまに関連する書籍等について市民の目線で紹介する記事の執筆者の選定・調整・公開を行うこと。

イ. 20代のレポート(未来発!おやまノート)

白鷗大学地域メディア実践ゼミと連携し、30年後の未来を生きる当事者の視点で小山市の可能性を探るべく、(2)の調査を終えた地区に対し取材を行う際の調整や記事の公開を行うこと。

ウ. およまの生物多様性(まちなかの隣人たち)

市内に生息する多様な生物について、生物多様性の調査を行っている事業者等を連携し、記事の公開を行うこと

エ. まちづくりアーカイブ

田園環境都市およまビジョン策定に向けて行うワークショップやセミナー等について、実施の様子や取り纏めた結果等について報告を行うこと。

オ. 風土性調査レポート

(2)で行った風土の調査結果について、「およまアサツテ広場」上においても報告を行うこと。

(6) 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に遂行するための打合せ協議を適宜実施する。

(7) 業務報告書の作成

業務内容や会議等に使用した資料、打合せ協議録等を取りまとめ業務報告書を作成する。

6. 再委託

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

(3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

7. その他

本確認書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。